

○南丹市水道審議会条例

平成18年1月1日

条例第216号

(趣旨)

第1条 この条例は、上下水道事業の円滑な推進と健全な運営を図るため地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき南丹市水道審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その審議会組織及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(担任する事項)

第2条 審議会は、上下水道事業の推進その他必要な事項について市長の諮問に応じ調査し、又は審議する。

2 審議会は、前項に基づく答申に付随して、担任する事項の範囲内において建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、会長、副会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は、委員の互選によって選出する。

3 副会長は、会長が審議会の審議に諮って委員のうちから選出する。

4 委員は、市議会議員若干人、団体役員その他学識経験者の中から市長が委嘱する。

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、特別の事由があるときは、任期の途中で解職することができる。

第5条 委員が欠けた場合で、市長が必要と認めるときは委員を補充委嘱することができる。補充された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(運営)

第6条 会長は、審議会を総理し、会議の議長を兼ねる。

第7条 会長は、審議会の会議を開く日から少なくとも3日前までに招集及び会議の事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

第8条 審議会の会議は、委員の総数の過半数が出席しなければ開くことができない。

第9条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第10条 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。